

日医発第 2172 号(医経)

令和 6 年 3 月 12 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた
施設等に対する長期運転資金の借入申込期限について

独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金の融資(以下、「本融資」という)につきましては、令和 4 年 11 月 9 日付通知文(日医発第 1570 号(医経))においてご案内しているところです。

今般、本融資の取り扱いが、借入申込の期限である令和 6 年 3 月末をもって終了となります。詳細は福祉医療機構のホームページにてご確認ください(https://www.wam.go.jp/hp/rising_prices/)。

○問い合わせ先(医療貸付)

- ・施設の開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)

福祉医療機構 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL 03-3438-9937

- ・施設の開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)

福祉医療機構 大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL 06-6252-0219

- ・施設の開設地が沖縄県

沖縄振興開発金融公庫

TEL 098-941-1765

なお、福祉医療機構による感染症等対応資金の融資については、令和 6 年 4 月以降も継続予定です(<https://www.wam.go.jp/hp/kansensho/>)。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、必要に応じ郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

WAM > 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のごあんない

コンテンツ

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティングWAM助成
(社会福祉振興助成事業)こどもの未来応援基
金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)承継年金住宅融資等
債権管理回収業務年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務旧優生保護法一時金
支払等業務ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務福祉医療機構
各事業の基本 Q&A WAM福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請



→ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)社会福祉振興助成事業で実施した
過去の助成事業の概要や報告書な

福祉貸付事業・医療貸付事業

物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のごあんない

物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業に対する優遇融資を実施しております。
制度の詳細については、以下をご参照ください。

※借入申込の期限は令和6年3月末となっております。なお、借入申込に際しては事前にお電話での相談が必要となりますので、お早めにお問い合わせください。また、ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問合せ先

融資条件の印刷用PDF(163KB)はこちら

主な融資条件

貸付対象

前年同月などと比較して、物価高騰の影響による費用の増が確認でき、かつ、収支差額が減少している施設・事業

対象施設・事業

- 福祉貸付
[社会福祉施設等\(PDF:127KB\)](#)
- 医療貸付
病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業

償還期間(据置期間)

(据置期間とは元金の支払猶予期間です。)

7年以内(1年6か月以内)(医療貸付においては無担保貸付をご利用の場合、償還期間(据置期間)は5年以内(1年6か月以内)となります。)

貸付利率

(通常の経営資金・長期運転資金の貸付利率から-0.4%の優遇となります。)

- 福祉貸付
現在の貸付利率は[金利情報](#)の福祉貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」に記載されている利率が適用されます。
- 医療貸付
現在の貸付利率は[金利情報](#)の医療貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」に記載されている利率が適用されます。

契約締結時における利率が適用されます。

貸付金の限度額

- 福祉貸付
なし(担保評価額の70%まで)
- 医療貸付
病院、介護老人保健施設、介護医療院 1億円まで
その他の施設・事業 4,000万円まで

どの成果物を検索して閲覧することができます。

無担保貸付

(医療貸付においては無担保貸付をご利用の場合、償還期間(据置期間)は5年以内(1年6か月以内)となります。)

原則500万円まで

保証人

(担保提供あり)保証人又は保証人不要制度(貸付利率に一定の利率を上乗せ)のいずれかを選択
(担保提供なし)原則保証人が必要となります

【資金使途】

- 本資金は、物価高騰の影響を受けて費用が増加したことにより収支が悪化している施設・事業の経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済や借換資金、人件費への流用、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問合せください。

お問合せ先

(福祉貸付)

- 施設の開設地が東日本のお客さま
(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)
福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係
TEL (03)3438-9298
- 施設の開設地が西日本のお客さま
(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)
大阪支店 福祉審査課 融資相談係
TEL(06)6252-0216
- NPO法人のお客さま
NPOリソースセンター NPO支援課
TEL (03)3438-4756

(医療貸付)

- 施設の開設地が東日本のお客さま
(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)
福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係
TEL (03)3438-9937
- 施設の開設地が西日本のお客さま
(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)
大阪支店 医療審査課 融資相談係
TEL(06)6252-0219
- 施設の開設地が沖縄県のお客さま
沖縄振興開発金融公庫
TEL(098)941-1765

既に福祉・医療貸付のご融資をご利用中のみなさま

- [ご返済相談窓口について](#)



[ページのTOPに戻る](#)